

企業間契約書と改正民法

●プログラム●

【開催主旨】

各企業が現在使用している契約書の条項は、現行民法の基本的ルールをもとにそれを適宜修正して作成されています。現行民法という「土台」（プラットフォーム）が改正民法に入れ替わり、契約が基盤としている基本的ルールが現行民法のものから改正民法のものに変更されるため、現在使われている契約書の条項を改定することが重要な課題となります。

本セミナーでは、売買契約書、業務委託契約書の具体的な条項を取上げて、改正民法のもとで、どのように改訂するのか（あるいは改訂する必要がないのか）をわかりやすく解説します。

- ◆日時：2018年1月31日（水） 13:30～17:00
- ◆会場：東京・四ツ谷駅前 「主婦会館プラザエフ」
- ◆講師：東京霞ヶ関法律事務所 パートナー 弁護士 遠藤 元一氏

【略歴】

東京大学法学部卒業、第二東京弁護士会所属、立教大学法科大学院講師（商取引と法）、
税務大学校講師（会社法演習）、日本内部統制研究学会理事、グローバルビジネスロー研究所理事

【取扱分野】

契約関係、危機管理対応、コーポレート・ガバナンス、監査・会計と法律との業際問題、国内訴訟事件など、企業法務全般

【著作】

『循環取引と実務対応』（民事法研究会、2012）

『会計不正 平時における監査役の対応』（竹村純也会計士との共著、2015）

『企業間契約書と改正民法（仮題）』（中央経済社、近刊）

論文として、『監査における不正リスク対応基準』が取締役に及ぼし得る影響（上）（下）

商事法務 2023、2024 号、「英国コーポレートガバナンス・コードと 2016 年改訂」国際商事法務 45 巻 3 号など。

●参加要領●

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛 * 当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からお申込みいただけます。

●受講料● 1 名（税込み、資料代含む）

正会員	32,400 円	本体価格 30,000 円
一般	35,640 円	本体価格 33,000 円

●申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あてに FAX いただくか、当会ホームページからお申し込みください。後日（開催日 1 週間～10 日前までに）受講票・請求書をお送り致します。

●申込書を FAX にてご送信いただく際は、FAX 番号をお間違えないようご注意ください。

●会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより【TOP】→

【公開セミナー】→【よくあるご質問】をご参照下さい。

●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきます。ご了承下さい。

一般社団法人企業研究会

担当：村野 E-mail murano@bri.or.jp

〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 M-SQUARE2F

TEL 03-5215-3512 FAX 03-5215-0951

173005-0303		※ 2018.1.31 企業間契約書と改正民法	
会社名			
住所		〒	
TEL		FAX	
部課 役職		フリガナ お名前	
e-mail			
部課 役職		フリガナ お名前	
e-mail			

*申込書にご記入頂きました個人情報は、本研究会に関する確認・連絡及び弊社主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

企業間契約書と改正民法

1. 売買契約

- (1) 契約の目的規定
- (2) 瑕疵担保（契約不適合責任）条項
- (3) 期限の利益喪失特約
- (4) 解除条項
- (5) 危険負担条項
- (6) 不可抗力条項
- (7) 損害賠償に関する特約条項
- (8) 譲渡制限特約
- (9) 相殺特約
- (10) 法定利率
- (11) 連帯保証

2. 業務委託契約

- (1) 目的規定
- (2) 瑕疵担保責任（契約不適合責任）条項
- (3) 途中で終了した場合の報酬請求権に関する条項
- (4) 再委託
- (5) 成果物に係る権利等の帰属に関する条項